

「MOTOMAN会SI部会」 会員規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社安川電機（以下「当社」といいます。）がMOTOMAN会SI部会（以下「SI部会」といいます。）に提供するサービス（以下「提供サービス」といいます。）の内容および条件等について、取り決めるものです。本規約は、会員の全てに適用されます。

第1章 総則

第1条（SI部会の目的）

SI部会は、法人であるシステムインテグレータおよび商社（以下単に「SI」といいます。）による、当社のロボット製品およびその関連製品（以下総称して「安川ロボット」といいます。）を組み合わせたシステム（以下「安川ロボットシステム」といいます。）の効率的な設計および納入等の実現、および当該実現を通して、安川ロボットおよび安川ロボットシステムを拡販することを目的に、設置されるものです。

第2条（定義）

- （1）「会員」とは、当社が別途設定する種別から成り、第4条の定めに従い会員登録された法人をいいます。
- （2）「年度」とは、3月1日から翌年の2月末日までをいいます。

第2章 会員資格、登録、変更、取消等

第3条（会員候補の資格判断等）

1. 会員となることができる者は、当社が適切と判断したSI（以下「対象SI」といいます。）のみとします。
2. 対象SIの会員の種別は、当社が決定するものとします。
3. 前二項の判断および決定につき、対象SIその他第三者は、一切異議等を申し立てないものとします。

第4条（会員登録）

1. 対象SIは、会員登録を希望する場合、前条第2項に基づき当社が決定する種別に従い、当社が別途定める書面を当社に提出することにより、申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込に対し、会員IDおよびパスワード（以下「会員ID等」といいます。）が記載された電子メール（以下「会員登録完了メール」といいます。）を遅滞なく発信するものとします。当該会員登録完了メールの発信の時点をもって、対象SIは会員となったものとします。

第5条（会費等）

前条第2項により会員になった者は、次の各号の定めに従い、会費を当社の別途指定する口座に一括で振込むものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。

- (1) 入会金 無料
- (2) 年会費 当社が別途定める額
- (3) 支払期限
初年度 : 請求書送付後2ヶ月以内
次年度以降: 5月31日まで
(SI部会事務局より年会費の請求書を送付します。)

第6条（会員資格の変更）

1. 当社は、その判断によりいつでも、会員の種別の変更および会員の非会員への変更を決定することができるものとします。
2. 前項に定める会員の種別の変更の場合にかかる手続については、第4条を準用するものとします。
3. 第1項に定める会員の非会員への変更にかかる当該会員により、既に当社に支払われた会費は、返還いたしません。
4. 第1項の判断および決定につき、会員は一切異議等を申し立てないものとします。

第7条（登録内容の変更）

会員は、登録内容を変更する場合、自己の会員種別に応じ、第4条第1項に定める書面により、速やかに当社に通知するものとします。

第8条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、会員登録完了メールの発信日から、発信日の属する当該年度の末日までとします。

第9条（会員資格の取消し）

当社は、会員が次の各号の一に該当した場合は、会員資格を取り消すことができるものとします。この取消につき、当該会員は一切異議等を申し立てないものとします。なお、この場合、既に当社に支払われた会費は返還されません。

- (1) 本規約のいずれかに違反したとき。
- (2) 会員登録申込時に虚偽の申し立てをする等、信頼性を欠く行為があったとき。
- (3) 第5条第3号に定める会費が支払期限までに支払われなかったとき。
- (4) 他の会員の業務を妨害し、またはそのおそれがあるとき。
- (5) 当社の業務または信用に悪影響を及ぼし、またはそのおそれがあるとき。
- (6) 安川ロボットシステムの拡販の努力を怠る等、第1条に定める目的を達成する意欲に欠けると当社が判断したとき。
- (7) 前各号に類する行為があったとき。

第10条（退会）

1. 会員は、退会を希望する場合、退会を希望する日の1ヶ月前までに当社が別途定める書面により当社に通知するものとします。この場合、当該会員は当該退会希望日付にて退会するものとします。なお、既に当社に支払われた会費については返還されません。
2. 理由の如何を問わず、会員資格が満了もしくは取り消され、または退会した場合、当該満了、取消または退会の時点で、会員資格、提供サービスを利用する権利その他本規約に基づき享受する一切の権利が消滅するものとします。
ただし、提供サービスおよび本規約に起因して発生した会員の当社に対する債務については、この限りではありません。
3. 理由の如何を問わず、会員資格が満了もしくは取り消され、または退会した場合でも、第14条（ただし、会員資格が満了した場合および退会した場合は、退会した日から5年間とします。）、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条および第23条の規定は、なお引き続き有効とします。

第3章 提供サービスおよび会員の特典

第11条（提供サービスの内容）

提供サービスの内容は、当社が別途定める通りとします。内容および条件等の詳細は、当社が別途定めるものとします。

第12条（会員の特典）

1. 会員は、別段の定めがない限り、提供サービスを無償で利用できるものとします。
2. 会員は、自己が作成するカタログ、マニュアル、インターネットホームページおよび名刺に、SI部会の名称または当社が別途定めるSI部会用ロゴ等を表示することができるものとします。

第4章 会員の遵守事項

第13条（提供サービスおよび安川ロボット技術情報の取扱い）

1. 会員は、提供サービスおよび安川ロボット技術情報（第14条第1項にて定義）を、安川ロボットシステムの検討、設計、試作、制作および試験（以下総称して「設計等」といいます。）ならびに販売の目的にのみ利用または使用できるものとします。
当社の事前の書面による承諾なく、会員から第三者に対するそれらの再使用許諾はできません。当該承諾を得て、当該第三者にそれらの再使用を許諾する場合は、当該会員は、当該第三者に対し本規約に定める利用または使用に関する義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、本規約に基づいて当社から使用許諾された権利の全部または一部の第三者への譲渡、転貸、担保に供する行為その他当該権利の行使を阻害するおそれのある一切の行為をしてはなりません。
3. 会員は、自己の責任において提供サービスおよび安川ロボット技術情報を利用または使用するものとし、その利用または使用により当社に損害を与えないものとします。

第14条（秘密保持）

1. 会員は、当社から、提供サービスに関して開示または提供を受け（口頭等の無体物による開示または提供の場合を含みます。以下本条において同じ。）、または知り得た安川ロボットに関する技術情報（以下「安川ロボット技術情報」といいます。）の一切を会員外秘として保持し、会員以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。
ただし、会員がその受注した安川ロボットシステム的设计等のために必要がある場合、当社の事前の書面による承諾を得た上で、第三者（自己の下請メーカを含みます。）に対して、必要最小限の範囲に限り安川ロボット技術情報の開示ができるものとします。この場合、当該会員は、当該第三者に対し本条に定める義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、当社から開示または提供を受け、または知り得た当社の営業情報および当社が秘密である旨言及した上で開示または提供した情報の一切を秘密として保持し、会員以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。
3. 前二項の定めに基づき秘密として保持すべき情報（以下総称して「秘密情報」といいます。）について、会員は自己の役員および従業員であっても、安川ロボットシステム的设计等または販売のために知る必要のない者には、当該秘密情報を開示してはなりません。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、それらの規定は適用されません。
 - (1) 開示または提供を受けた時点で既に当該会員が保有していたことを証明できるもの
 - (2) 開示または提供を受けた時点で既に公知であったもの
 - (3) 開示または提供を受けた後に当該会員の責によらず公知となったもの
 - (4) 開示または提供を受けた後に守秘義務を負うことなく、当該会員が合法的に取得したもの
 - (5) 秘密情報によることなく、当該会員が独自に開発したものであって、それを書面にて証明することができるもの
5. 会員は、本条のほか、当社が別途定める秘密保持に関する義務を遵守するものとします。

第5章 SI部会事務局

第15条（SI部会事務局）

1. SI部会事務局は、当社ロボット事業部の部門が担当するものとします。
2. SI部会事務局は、次の各号に定める事務その他SI部会の運営に必要な業務を行うものとします。
 - (1) SI部会の会合等の企画・運営
 - (2) 勉強会等の企画・運営
 - (3) 各種情報配信
 - (4) SI部会への入会窓口業務
 - (5) 前各号に付随する業務

第6章 一般条項

第16条（免責事項）

1. 安川ロボット技術情報は、現状有姿で提供されるものとします。
2. 当社は、提供サービスおよび安川ロボット技術情報の内容の正確性、性能、機能および品質が完全であることを保証するものでなく、また、それらについての瑕疵担保責任、保証責任その他の一切の責任を、本規約または安川ロボットの仕様書その他の書面に特に定めがない限り、負わないものとします。

第17条（知的財産権）

1. SI 部会向けのポータルサイトおよび提供サービスで提供されるあらゆる情報（安川ロボット技術情報を含みます。）に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社が第三者の許諾を得て使用または利用しているものを除き、すべて当社に帰属します。会員は、安川ロボット技術情報を、本規約またはSI 部会向けのポータルサイト上もしくは提供サービス上で明確に許諾された事項を除き、当社の事前の書面による承諾なく、配布、転載、内容の変更、複製、解析、譲渡、貸与、再使用許諾、出願・登録または公衆送信その他これらに類する一切の行為（ローカルネット上およびインターネット上へのアップロード等の送信可能化行為を含みます。）をしてはなりません。
2. SI 部会向けのポータルサイトおよび提供サービスにおいて表示される当社およびその製品に関する商号・商標については、日本国を含み国際的に権利が保護されています。これらを、当社およびその製品を特定表示する以外の目的で、当社の事前の書面による承諾なく使用してはなりません。
3. 会員は、当社の著作権表示、登録商標表示その他知的財産権の帰属または存在についての表示の一切を除去し、あるいは改変してはなりません。
4. 会員は、安川ロボット技術情報その他の秘密情報に基づき新たに発明、考案、意匠等の創作を行った場合、その内容を直ちに当社に通知するものとします。この場合、当該創作に関する権利の取扱い（当該創作にかかる知的財産の出願権を含みますが、これに限られません。）について、当該創作を行った会員と当社とで協議するものとします。

第18条（会員からの情報に関する取扱）

1. 当社は、会員から提供された第4条、第6条および第7条の定めに基づく申込および変更通知にかかる情報、ならびに提供サービスに関する情報（SI部会向けのポータルサイトに関する提案および要望等を含みますが、これらに限られません。以下「会員提供情報」といいます。）を、提供サービスに関する問い合わせへの回答、アンケート、提供サービス向上のため匿名情報に加工した上での解析、新安川ロボットの紹介、その他提供サービスの提供の目的およびSI部会向けのポータルサイトの運営の目的の下、必要な範囲で対価の負担なく利用（当社の関連会社その他第三者（以下「関連会社等」といいます。）に対する業務委託または当該関連会社等との共同利用、および、その過程における当該関連会社

等への会員提供情報の提供を含みますが、これらに限られません。) することができるものとします。

2. 当社は、会員提供情報の利用を行うにあたり、当該会員提供情報のうち特定個人の識別につながりうる情報については、当社の個人情報保護方針に従って適切に取り扱います。
3. 当社は、第1項の定めにより会員提供情報を知ることになる関連会社等に対し、本規約に基づき当社が負うと同等の義務を課し、遵守させるものとします。

第19条 (第三者との紛争解決)

会員は、自己の安川ロボットシステムおよび当該安川ロボットシステムに関する資料（仕様書および詳細説明書等を含みます。）が、第三者の知的所有権またはその他権利を侵害し、当該第三者との間で紛争が発生したまたはそのおそれがある場合は、自己の責任および費用でその解決にあたるものとします。当社は、自己が必要と判断した場合に、可能な範囲で当該会員に協力できるものとします。

第20条 (本規約の変更)

1. 当社は、会員の承諾を得ることなくいつでも必要に応じて本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約の変更は、当社がSI部会向けのポータルサイト上でその変更内容を掲示することによって行うものとし、当該掲示時点をもって、変更された規約が有効となり、会員に適用されるものとします。

第21条 (問い合わせ・通知先)

SI部会についての問い合わせおよび当社への通知先は、次の通りとします。

問い合わせ先名称：MOTOMAN会SI部会事務局

(株安川電機 大阪支店 内)

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号

新藤田ビル4F

(TEL) 06-6346-4533

(FAX) 06-6346-4556

e-mail: moto_si@yaskawa.co.jp

第22条 (専属的合意管轄裁判所)

本規約に関連する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、福岡地方裁判所小倉支部とします。

第23条 (協議事項)

本規約に定めなき事項および本規約の各規定に疑義を生じた場合については、当社と会員が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上